

鶴岡工業高等専門学校ハラスメントの防止に関する規程

制 定 平成24年2月29日
最終改正 平成27年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）のすべての学生及び教職員が個人として尊重され、かつ、健全で快適な修学、就労、教育研究の環境をつくることを目的として、本校におけるハラスメントの防止等に関し、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(校長等の責務)

第2条 校長は、ハラスメントの防止等に関する業務を統括する。

2 校長、副校長、基盤教育グループ長、コース長、内部組織規程第8条第1項に規定するセンター長等、事務部長、課長及び技術長は、ハラスメントの防止等に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 教職員は、ハラスメントに関する苦情相談事案の調査等に関し協力要請があったときは、これに応じなければならない。

(ハラスメント防止対策委員会)

第4条 本校に、ハラスメントの防止等の適切な措置を講じるため、ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントを防止し、排除するための広報、啓発活動及び研修の企画並びに実施に関すること。
- 二 ハラスメントに起因する問題が生じた場合における調査及び対応に関すること。
- 三 その他ハラスメントの防止等に関し、必要と認められる事項

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 保健センター長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、前項第一号の者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

5 議長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者（本校教職員以外の者を含む。）を委員会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(校長への報告等)

第7条 委員長は、ハラスメントに起因する問題の処理に対処しようとするときは、速やかに、その問題の概要及び処理方針を校長に報告するとともに、必要に応じて協議をしなければならない。

(相談窓口)

第8条 本校に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「相談等」という。）に対応させるため、相談窓口を設け、ハラスメント相談員を置く。

2 ハラスメント相談員は、次に掲げる教職員をもって充てる。

- 一 保健センター副センター長及び相談員
- 二 事務部各課各課長補佐
- 三 教育研究技術支援センター各班長

3 ハラスメント相談員は、相談等に対応するとともに、問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行うものとする。

4 ハラスメント相談員は、相談等の対応に当たり、委員長に連絡し、又は相談する等の措置をとるものとする。

(プライバシー等の保護)

第9条 ハラスメント相談員及びハラスメントに起因する問題の対処に係わる者は、当事者及び関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(ハラスメント調査部会)

第10条 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、その事実を詳細に調査する必要があると委員長が判断した場合は、ハラスメント調査部会（以下「調査部会」という。）を置くことができる。

2 調査部会は、事案ごとに委員長が指名した者3名をもって組織する。ただし、当該苦情・相談の当事者との間において利害関係を有する者を指名することはできない。

3 調査部会に部会長を置き、前項で指名した者の中から委員長が指名する。

4 調査部会は、速やかに事実関係を調査し、その結果を委員長に報告しなければならない。

(ハラスメントに対する措置等)

第11条 校長は、委員会からハラスメントの防止等に関する対策等について報告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第12条 委員会及び相談窓口に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 鶴岡工業高等専門学校セクシュアル・ハラスメント防止等規程（平成11年10月14日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年11月7日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。